

直方市立小学校オンライン英会話事業業務委託
条件付公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

直方市教育委員会

1. 目的

英語を母国語とする外国人講師とオンラインにて英語学習を行い、グローバル社会に対応するための英語による基礎的なコミュニケーション能力の育成および英語に対する学習意欲の向上を図ることを目的とする。

2. 直方市立小学校オンライン英会話事業業務委託の概要

- (1) 業務名 直方市立小学校オンライン英会話事業業務委託
- (2) 契約期間 契約締結の日の翌日～令和9年2月28日
- (3) 業務内容 「直方市小学校オンライン英会話事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行場所 直方市内 11 小学校
- (5) 担当部署 直方市教育委員会学校教育課

3. 見積上限額

この契約業務に係る見積上限額は、以下の通りとする。

- 2, 297, 350円（消費税及び地方消費税を含む）
- 2, 088, 500円（消費税及び地方消費税を含まない）

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 直方市の物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されており、指名停止措置を受けていないこと。また、その登録が業種「事務処理等」、品目「教育指導」、例示品目に外国語指導、若しくはオンライン英会話に関する内容の登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人等の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、次の事項に該当しないこと。
 - ・代表者等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるもの。以下同様）関係者である場合
 - ・代表者等が暴力団関係者を使用した場合
 - ・代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合
 - ・代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

5. 選定スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

項 目	期 日
公募の公告	令和8年6月12日（金）
プロポーザル参加申込書提出期限	令和8年6月25日（木）17時まで
質問書提出期限	令和8年6月25日（木）17時まで
質問書回答期限	令和8年6月29日（月）17時まで
提案書及び見積書提出期限	令和8年7月 1日（水）17時まで
プロポーザル参加辞退書提出期限	令和8年7月 1日（水）17時まで
一次審査（書類審査）	令和8年7月 7日（火）
一次審査結果通知	令和8年7月 9日（木）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年7月16日（木）
二次審査結果通知予定	令和8年7月23日（木）

6. 質問及び回答方法

本事業に係る質問については、「質問書」（様式1）を用いて電子メールにて行うものとし、電子メールの表題は、「質問書（オンライン英会話）」とすること。その際の受信確認の電話連絡は、送信者の責任において行うこと。

なお、電話又は口頭による質問および受付期間以降の質問は、一切受け付けない。

(1) 送付先：n-gakkou@city.nogata.lg.jp

(2) 提出期限：令和8年6月25日（木）17時必着

(3) 回答方法：令和8年6月29日（月）までに「プロポーザル参加申込書」（様式2）を提出した全ての事業所に電子メールにて送信するものとする。なお、質問書に対する回答は、本要領および仕様書の追加または修正として取り扱うものとする。

7. 提出書類について

プロポーザルに参加する者は、下記の書類を各提出期限までに学校教育課に提出すること。

ただし、追加で市が必要と認める書類がある場合、これに応じること。

(1) プロポーザル参加申込書（様式2）

・提出期限：令和8年6月25日（木）17時必着

・所定の「プロポーザル参加申込書」（様式2）に必要事項を記入し学校教育課に提出すること。

・提出方法：電子メール

・提出期限内に本申込書の提出がなされなかった場合は、不参加とみなすものとする。

(2) 提案書（様式任意）

- ・データ資料および、紙資料（提出部数9部（正本1部・副本8部））
- ・提出期限：令和8年7月1日（水）17時必着
- ・作成は、原則A4版／横書き／両面印刷を基本とする。
- ・1次審査および2次審査時には公平性の確保の為、提案書の事業者名を伏せて審査を実施する。

【データ資料】

- ・提出方法：電子メール
- ・提案書データおよび「提案書表紙」（様式3）
※「提案書表紙」（様式3）については、正式な事業者名を記載すること。
- ・送付先：n-gakkou@city.nogata.lg.jp

【紙資料】

- ・提出部数9部（正本1部・副本8部）
 - ・正本（1部）
 - ・副本（8部）：提案書の事業者名を、プロポーザル参加申込書到着後に学校教育課の指定するプロポーザル用の名称へ変更したもの。会社の特定に繋がるロゴマーク等がわからないようにすること。なお、「提案書表紙」（様式3）は所在地・事業者名・代表者職氏名を削除し、プロポーザル用の名称を記載すること。
 - ・提出方法：郵送または持参
- ※紙資料を郵送にて提出する場合、配達記録の残るもの（郵便局による一般書留、簡易郵便又は総務省の許可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便その他配達記録が残る信書便）にて提出すること。

(3) 見積書（様式4）

- ・提出期限：令和8年7月1日（水）17時必着
- ・提出方法：電子メール
- ・見積書は、次の内容に基づき作成したものとする。
 - ①見積金額には業務に係る全ての経費を計上すること。
 - ②「見積書」（様式4）の内訳に積算内容がわかる明細を記載する、もしくは内訳を記載した明細書（任意様式）を別途提出すること。
 - ③合計金額は消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(4) 参加申込書提出後の辞退については、プロポーザル参加辞退書（様式5）を提出すること。

- ・提出期限：令和8年7月1日（水）17時必着
- ・提出方法：電子メール

(5) 提出書類の取扱い

- ・提出された全ての書類は、返却しない。
- ・提出後の差し替え及び追加・削除は原則認めない。事業者において提出資料の精査を行い、不備や誤りのないものとする。

8. 提案書作成要領

提案書は以下の内容を含むこと。記載内容は、本実施要領及び仕様書に定める要件を満たすこと。

(1) 提案内容

- ①会社の概要
 - ・会社の名称、本社の所在地、資本金、担当営業所の名称及び所在地
 - ・営業所及び支店の数、従業員
- ※副本およびプレゼンテーション資料は会社を特定する情報を削除し、プロポーザル名称を記載すること。
- ②業務実績
 - ・義務教育課程の児童生徒対象のオンライン英会話における実績
- ③講師
 - ・講師への研修の実施方法及び内容
 - ・講師の採用基準について
- ④管理
 - ・連絡体制および業務改善について
 - ・緊急時対応体制について
- ⑤指導内容
 - ・指導方法の特徴・工夫点等
 - ・児童の学習意欲を高める方法について
 - ・実際の授業内容や授業風景について

(2) 提出書類

- ①様式は任意とし、形式は、A4判縦（A3用紙の綴込可）、横書きの印刷物とし、表紙、目次及びページ付けしたものを簡易製本（左綴）すること。
- ②20ページ以内（表紙、目次、見積書及び内訳書は含まない）とする。ただしA3用紙1枚は、A4用紙2枚分として扱う。
- ③本業務に係る企画提案に要する経費は、全て提出者の負担とする。

9. 審査要領

(1) 1次審査（書類審査）

- ・参加事業者が6者以上となった場合は、直方市立小学校オンライン英会話事業業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が1次審査（書類審査）を実施し、提案事業者を5者選定するものとする。
- ・なお、参加事業者が5者以下の場合は、1次審査は実施せず、2次審査（プレゼンテーション審査）のみ行う。
- ・1次審査結果に係る通知は、全参加事業者に電子メールによる書面にて通知する。通知は令和8年7月9日（木）までに発出するものとする。
- ・非選定理由の照会方法については、本要領11の方法によること。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

- ・1次審査を通過した提案事業者（失格者を除く。）について、2次審査として以下の通りプレゼンテーションを実施する。なお、欠席の場合は辞退したものとみなす。
- ・2次審査実施日の開催時間・場所については、実施日の2日前までに提案事業者へ電子メール

にて連絡する。提案事業者のプレゼンテーションの順番については、参加申込書の受付順とする。

・2次審査対象者が1者となった場合もプレゼンテーションを実施し、7割以上の得点を獲得した場合は、その参加事業者を契約候補者として選定する

①実施日：令和8年7月16日（木）

②プレゼンテーションへの参加人員は3名までとする。

③所要時間は1事業者あたり30分以内とし、その後、質疑応答を15分程度行う。

なおプレゼンテーション中に実際の授業内容・授業風景における資料（動画等・5分以内）を流してもよい。

④プレゼンテーションに必要な機材のうち、スクリーンについては当市にて用意するものとする。その他、必要なパソコン、プロジェクター等は各事業者にて用意すること。

⑤プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

10. 事業者の選定

（1）評価方法

・1次審査における評価は、企画提案書及び見積金額によって行う。

・2次審査における評価は、企画提案書、プレゼンテーション及び見積金額の総合評価によって行う。

・応募のあった提案については、直方市に設置する評価委員会において、点数方式で提案者ごとに採点・審査を行う。下記②③を合算した総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

①評価項目、評価のポイント及び配点については、別表のとおり。

②別表の（1）企画提案書に関する評価は、評価委員会の各委員の評価点を評価項目毎に平均化（評価項目毎の点数は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。）した数値とする。

③別表の（2）見積書に関する評価は、最低価格を10点として、2%増額により1点ずつ減点、20%増額により0点とする。

・評価委員会は非公開とし、審査経過等、審査に関する問い合わせには応じないものとする。

・最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、見積金額も同額の場合、くじ引きにより契約の相手方を選定する。

・委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

（2）結果の通知

・選定結果については、電子メールによる書面にて通知するものとする。通知は令和8年7月23日（木）までに発出するものとする。

(3) 瑕疵がある場合について

・参加事業者の提出書類もしくは提出期限に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を選定者が審議し、その取り扱いについて決定するものとする（参加事業者にヒアリングを行う場合もあり）。また、その瑕疵が重大または悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、すでに決定した事項を取り消し得るものとする。

(4) 失格条件

次のいずれかに該当するときは、参加事業者または契約事業者としての決定を取り消すものとする。

- ・得点が7割に満たなかったとき。
- ・2次審査（プレゼンテーション審査）を正当な理由なく欠席したとき。
- ・提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ・著しく社会的信用を損なう行為等により契約事業者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- ・契約事業者が本実施要領に定める参加資格要件に適合しなくなったとき。
- ・その他選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったとき。
- ・「4. 参加資格」を満たしていない場合または満たさなくなった場合
- ・「3. 見積上限額」を超える見積金額が提案された場合

11. 不決定理由の説明について

審査の結果、不決定となった参加事業者は、以下のとおり不決定の理由の説明を市に請求できるものとする。

(1) 不決定の理由は、不決定参加事業者自身に関する事項のみを請求できることとし、他の参加事業者に関する事項を請求することはできないものとする。

(2) 不決定の説明内容は、得点及びその順位とする。

(3) 説明請求は書面（電子メール含む）でのみ受け付けるものとする。

(4) 書面（電子メール含む）の提出期限は、令和8年7月30日（木）とする。

12. その他

(1) 本実施要領に記載がない事項については、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

(2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて事業者の負担とする。

(3) 参加事業者から本実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のため必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。

(4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、直方市情報公開条例（平成31年条例第3号）に基づき提案書を公開することがある。

13. 問合せ・提出物送付先

直方市教育委員会 学校教育課（直方市役所2F 26番窓口）

担当：村崎

電話：0949-25-2323 / FAX：0949-25-2316

電子メール：n-gakkou@city.nogata.lg.jp

直方市役所ホームページ：<http://www.city.nogata.fukuoka.jp/>

(別表) 直方市立小学校オンライン英会話事業業務委託 配点表

(1) 企画提案書

審査項目	配点
(A) 会社概要、業務体制	
会社概要、経営理念、事業内容、業務実績等	5
業務管理体制及び現地オフィスの体制（講師人数、設備、通信環境等）	10
英会話を行う講師の採用基準、スキル、研修体制等	10
学校へ派遣するコーディネーターの採用基準、スキル、研修体制等	5
(B) 提案内容の妥当性	
指導内容は学習指導要領や使用教科書に対応しているか。その内容が教育委員会のねらいと合致しているか。	10
児童の英語能力の実態に応じた内容となっているか。児童の英語に対する関心や意欲を高める手法となっているか。	10
授業内容や授業風景が具体的であり、実際に実現可能なものであるか。その内容が教育委員会のねらいと合致しているか。	10
(C) 連絡調整、業務改善	
教育委員会及び学校との連絡調整がスムーズに行える体制が構築されているか。	5
講師およびコーディネーターの勤務状況や教育委員会・学校からの要望等を把握し、改善等を図っていくことが可能か。	5
(D) 緊急時対応体制	
講師およびコーディネーターが病気等により業務できない場合の報告・連絡体制及び代理講師の派遣体制は適切か。	5
自然災害や感染症等による突然の授業日程変更対応は柔軟に対応可能か。	5
(E) その他	
アピールポイント（独自の事業提案、工夫点など）	10
合計	90

(2) 見積書

審査項目	配点
見積金額	10